※※※

を創設しました。

〇平成２１年１２月　　～条例に基づく認証制度へ～
S-HACCP は、「滋賀県食の安全・安心推進条例」に定める高度な衛生管理が行われる工程の認証制度（愛称：セーフードしが）へ継承されました。

〇平成２６年５月　　～HACCP 導入型基準が示される～
厚生労働省から「将来的な HACCP による工程管理の義務化を見据え」と前置きをしたうえで「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」において『HACCP 導入型基準』が示されました。

〇平成２７年４月１日　　～新しい「セーフードしが」へ生まれ変わる～
セーフードしがの認証基準を『HACCP 導入型基準』の要求事項に合致するよう改正を行い、平成２７年４月１日から『滋賀県食品高度衛生管理認証』として生まれ変わりました。

☆変更概要☆

〇改正１　認証の名称が変わりました！
認証名が「食品自主衛生管理認証」から「食品高度衛生管理認証」となり、認証書の様式に、危害要因分析・重要管理点方式（HACCP）による衛生管理が行われる工程である旨が記載されます。

→セーフードしがの認証を受けていることは、国が求めるＨＡＣＣＰ導入型基準を満たしています！！

〇改正２　認証の対象行為が、「製造」と「加工」　から　「調理」　にも拡大されました！
・「調理」行為として、新たに学校給食や配食弁当、旅館・ホテル等の大量調理施設への HACCP の導入と認証が期待されます。
・これに伴い、食品衛生上の表示が不要な食品については、表示に関する認証基準を免除する規定を設けられ、表示のない中間製品等も認証対象とできるようになりました。

→平成２８年３月の認証において、この度、3 つの旅館・ホテルが HACCP 導入に取り組まれ、飲食店として初めてセーフードしが認証が認められました！！

〇改正３　認証基準の用語および定義が「HACCP 導入型基準」に統一されました！

| 用語（旧） | 用語（新） | 定義（新） |
|---|---|---|
| 危害の防止措置 | 危害の管理措置 | 食品衛生上の危害の原因となる物質による危害の発生を防止するための措置 |
| モニタリング | モニタリング | 管理措置について、実施状況を連続的または相当の頻度の確認 |
| 重要工程 | 重要管理点 | 管理措置について、モニタリングを必要とするもの |
| 独自設定基準 | 管理基準 | 危害の原因となる物質を許容限度まで低減し、または排除するための基準 |
| 改善措置 | 改善措置 | モニタリングにより管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置 |

〇改正４　危害要因リストの作成！
あらかじめ認証基準に示された「重要工程」が削除され、事業者自ら「危害要因リスト」を作成し、重要管理点を定める基準が新設されました。

【危害要因リストに記載すべき事項】
① 製造等の工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質
② ①の各物質が、健康に悪影響を及ぼす可能性および製品の特性等を考慮して、食品衛生上の危害の原因となる物質であるか否かの別およびその根拠
③ 危害が発生するおそれのある工程ごとに、②で特定された危害の管理措置
④ 重要管理点か否かの別
⑤ 重要管理点を定めない場合は、その理由

☆経過措置☆

・平成 27 年 3 月 31 日までに取得された認証は、認証書に記載された有効期間に関わらず、有効期

間が一律に平成30年3月31日まで延長されます。
・旧認証に対しては、この経過措置期間は、改正前の規則が適用されることになります。

☆セーフードしが認証取得状況（平成28年3月24日現在）☆
平成28年3月24日時点で認証を取得されている施設数は次のとおりです。
なお、平成28年3月に新たに認証を取得された施設名等は次の項に記載しています。

〇旧認証（滋賀県食品自主衛生管理認証）施設数：65施設

〇新認証（滋賀県食品高度衛生管理認証）施設数：77施設

☆お願い
・旧認証は、なるべく早く 新基準による認証へ移行申請をしてください。
・旧認証は、平成30年3月31日までに新認証基準に適合するよう「危害要因リスト」の作成等を行い、新認証基準に基づく認証への移行を申請しないと、認証が自動消滅しますのでご注意ください。
・移行認証や危害要因リストの作成方法など、ご不明の点は食品安全監視センターまでご相談ください。

≫≫≫

所在地　：　大津市雄琴一丁目１－３
業　種　：　飲食店営業

②　施設名　：　湯元舘
所在地　：　大津市苗鹿二丁目３０－７
業　種　：　飲食店営業

③　施設名　：　ビジネスグリーンホテル日野
所在地　：　蒲生郡日野町松尾二丁目１６
業　種　：　飲食店営業

④　施設名　：　日本酪農協同株式会社滋賀工場
所在地　：　大津市あかね町３－１
業　種　：　乳処理業、清涼飲料水製造業

⑤　施設名　：　田中牧場
所在地　：　東近江市外町５９４
業　種　：　乳処理業、乳製品製造業

⑥　施設名　：　本間牛乳
所在地　：　近江八幡市安土町下豊浦８２８９
業　種　：　乳処理業、乳製品製造業

⑦　施設名　：　大吉商店株式会社
所在地　：　高島市安曇川町田中２５２
業　種　：　食品の冷凍または冷蔵業

⑧　施設名　：　エスフーズ株式会社　京滋営業所
所在地　：　大津市松が丘六丁目６－３
業　種　：　食肉処理業

⑨　施設名　：　丸和油脂株式会社滋賀工場
所在地　：　東近江市永源寺相谷町５０１
業　種　：　ソース類製造業

⑩　施設名　：　株式会社　鮎家
所在地　：　野洲市吉川４１８７
業　種　：　そうざい製造業（レトルト食品）

⑪　施設名　：　株式会社ライフ
所在地　：　米原市高溝２３６－８
業　種　：　食品添加物製造業

⑫　施設名　：　株式会社ジャテックス　長浜工場
所在地　：　長浜市川道町７５９－８
業　種　：　清涼飲料水製造業

⑬　施設名　：　日新製薬株式会社
所在地　：　甲賀市水口町宮の前２－６２
業　種　：　清涼飲料水製造業

⑭　施設名　：　アクアボトリング鈴鹿工場
所在地　：　東近江市市ヶ原町１８４－１
業　種　：　清涼飲料水製造業

⑮　施設名　：　島本微生物工業株式会社
所在地　：　甲賀市水口町本丸１－２３
業　種　：　清涼飲料水製造業

⑯　施設名　：　雄山株式会社　彦根工場
所在地　：　彦根市野瀬町１２８
業　種　：　清涼飲料水製造業

⑰　施設名　：　クオリテックファーマ株式会社　滋賀工場
所在地　：　野洲市三上２１９５－１
業　種　：　清涼飲料水製造業

⑱　施設名　：　伊丹製薬株式会社
　　所在地　：　高島市今津町下弘部２８０
　　業　種　：　清涼飲料水製造業

⑲　施設名　：　株式会社種新
　　所在地　：　甲賀市水口町八田９２７－３
　　業　種　：　食品製造業（最中種）

☆認証書交付式の様子は滋賀県の公式 facebook（下記）でも記載しています
↓　↓　↓
facebook：https://www.facebook.com/pref.shiga

旧基準による「食品自主衛生管理認証」を受けている施設にあっては、これまでの基準をステップとして、新基準による認証へ移行し、更なる衛生レベルの向上に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

「滋賀県食品高度衛生管理」認証施設は下記アドレスに掲載しています。
↓
http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/01anzen/center/koudoeiseikannrininsyousisetu.html

≫≫≫

○ 参加資格（①～③までまたは①、②および④の要件を満たす事業者）
①食品等事業者であること
②HACCP による衛生管理に継続的に取り組んでいること
③HACCP 自主点検票※（一般食品用の自主点検票／と畜場・食鳥処理場向け自主点検票）を用いて、HACCP を構成する手順１から手順 12 の適応を自主的に確認している（全てのチェック項目について、評価が「○」である） こと
④都道府県、保健所設置市若しくは特別区又は地方厚生局の食品衛生主管部局において HACCP による衛生管理の実施が確認されていること

※HACCP 自主点検票は、食品等事業者が自ら HACCP の適応を確認するためのものであり、第３者による評価を必要とするものではありません。

参加方法等の詳細については、厚生労働省の下記ホームページをご覧ください。

【HACCP チャレンジ事業】
↓ ↓
https://www.n-shokuei.jp/haccp/

≫≫≫